

平成 21 年 7 月 17 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

株式会社 新潟総合テレビ  
代表取締役社長 大橋武紀

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見

以下の 2 点について意見を提出いたします。検討委員会において反映いただくよう要望します。

<意見>

### 3. 「伝送サービス規律」

#### (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保

テレビ放送における送信所は海拔高が確保できる山頂付近に設置する例がほとんどである。このことは、雷害や雪害など自然災害の影響を極めて受けやすく、また故障修復に当たっては危険を背負うリスクがある。

しかしながら周波数（チャンネル）有効利用と視聴者の安定受信の観点から高所送信サービス（マウンテントップ方式）が不可欠との重大な判断に基づいている。放送事業者はこのような悪環境を克服すべく耐雷設備設置や降雪前点検などの努力を重ねて放送の安定サービスに努めている。

答申内の「長時間にわたり停波した事例がある。」との表記は、前述のような環境下で、万一障害が発生するとその回復作業が困難を極めること、特に冬季においては修復に長期間を要する点を考慮してもなお許容できない例があるとの意味か。

単純な障害時間の比較ではなく、周波数の有効利用や電波伝搬などの技術的な必然性を含めた判断を求めたい。

### 4. コンテンツ規律

#### (3) 具体的規律

##### ⑤再送信制度の在り方

ケーブルテレビへの再送信に「同意裁定制度の維持」を入れることに反対する。同裁定制度は地上放送事業者と電気通信役務利用放送事業者間に不平等な制度であるとともに、区域外再送信の同意裁定が放送普及基本計画との法的な不整合であることは明らかであり、裁定制度は廃止すべきである。

以上